MSSA

一般社団法人 宮城県警備業協会 〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号 Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466 info@mssa.jp http;//www.mssa.jp

令和7年3月7日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

「令和6年宮城県内の労働災害の発生状況」について(ご連絡)

令和7年2月7日、宮城労働局から令和6年中の労働災害発生状況が公表され、県内の 死傷者数は2,352人(前年比-132人)、うち死亡は11人(前年比-8人)でし た。

警備業については

死傷者数は、34人(前年比-16人)でしたが、死亡1人(前年比+1人)と令和3年以降死者が発生しています。

また、令和7年1月末では死傷者数2人(前年比+1人)と大変厳しい状況にあります ことから、なお一層の安全確保にご協力をお願いします。

一般社団法人宮城県警備業協会 専務理事 高橋 直嗣

令和6年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

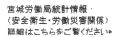
合和7年2月7日 作成

وبشير	4.1	344	HOLI	
- 'A	城	47	细加	100
	$-\infty$	/3	194	/MJ

年 別	令和3年4	全期	令和4年全	- 期	令和5年全	期	令和5年		令和 6		-	前年同月	増減	77 99 740
業種別	死傷者数		死傷者数		死傷者数		1月~12 死傷者数		1月~12 死傷者数		増減数	傷 増減率	タ 増減数	E亡 増減率
全産業	2691	14	2567	15	2543		2484	19			-132	-5.3%	-8	-42.1%
製造業	485	1	440	4	410	4	401	4	450		49	12. 2%	-4	-100.0%
食料品製造業	213	1	203		211		206		200	200.222	-6	-2.9%		
水産食料品製造業	86	1	65		73		72		67		-5	-6.9%		
その他	127		138		138		134		133		-1	-0.7%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	. 9		9		4		4		7		3	75. 0%		100 00
木材・木製品製造業 家具・装備品製造業	7 2		21		9]	<u>1</u>	9	1	14		5	55.6% 300.0%	-1	-100, 0%
パルプ・紙・紙加工品製造業	8		13		4	\dashv	4		4		. 3	300.04		
印刷・製本業	10		2		7		7		. 11		4	57.1%	1	
化学工業	22		11		8		7		14		7	100.0%	1	
窯業土石製品製造業	16		21		18		18		19	11:11	1	5.6%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	12		9	1	8		8		12		· 4	50.0%		
金属製品製造業	45		30		33	1	32	1	51		19	59. 4%	-1	-100. 09
一般機械器具製造業	21		17		18		18		12		6	-33. 3%		
電気機械器具製造業	38		34		. 28	1	28	1	28				-1	-100.0%
輸送用機械等製造業	27		24		17	1	17	1	25		8	47.1%	-1	-100.0%
造船業	7		12		4	1	4	l	9	Minages	5	125.0%	-1	~100, 0%
その他 電気・ガス・水道薬	20		12	-	13		13 5				-1	23. 1% -20. 0%		
電気・ガス・小追楽 その他の製造業	48		40	1	38		37		45		8	21.6%		
鉱業	7		8	,	10	2	. 11	2	40		-7	-63, 6%	-2	-100.0%
土石採取業	6	1	8		9	2	10	2	3		-7	-70.0%	-2	-100.0%
その他	1				1		1			::::::::				
建 設 業	318	5	309	5	300	4	292	4	260	3	-32	-11.0%	-1	~25.0%
土木工事業	106	3	102	3	86		86		73	. 2	-13	-15. 1%	2	
建築工事業	157	2	153	1	164	. 2	159	2	142		-17	-10. 7%	-2	-100.0%
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	50	1	52		48		47		34	<u> </u>	-13	-27, 7%		
木造家屋建築工事業	67		58		57[1	56	<u>l</u>	40	P	-16	-28.6%	-1	-100.0%
建築設備工事業	18	1	12		10		10	1	. 8	··	-2 14	-20.0% 30.4%	-1	-100, 0%
その他の建築工事業	22 55		31 ₁	1	49i 50i	- 1	46 47	2	60 45	1	-2	-4. 3%	-1	~50.0%
運輸交通業	428	3	363	2	369	1	362	1	333	1	-29	-8.0%		50.04
鉄道・軌道・水運・航空業	8		7		4		4		5		1	25.0%		
道路旅客運送業	47		34		51		49		30	1	-19	-38. 8%	1	
道路貨物運送業	372	3	319	2	312	1	307	1	296		-11	-3.6%	-1	-100.0%
その他の運輸交通業	1		3		2		2		2	F				
貨物取扱業	24	1	23		21	1	19	1	23		4	21. 1%	[.	·
陸上貨物取扱業	16		16		17	_	15		20	carmer	5	33, 3%	1	
港湾運送業	- 8		7		4	1	4	1	3		-1	-25.0%	-1	-100.0%
農業	27		23	1	30		30		20	4	-10	-33. 3%	- 1	200 08
林 業 畜産・水産業	22		. 33		32] 32[1	30	t	46 29	4	16 -3	53. 3% -9. 4%	3	300.0%
商業	490	3	497		443	3	433	3	433		3;	3.4/6	-3	-100.0%
卸売業、小売業	416	3	435		392	2	382	2	389	Same and the same	7	1.8%	-2	-100.0%
その他	74		62		51	1	51	1	44		-7	-13.7%	-1	-100.0%
金融・広告業	29		23		28		27		21		-6	-22. 2%		
映画・演劇業	3		2		2		2		2					
通信業	31	_	33		25		23		15		8	-34.8%	[:	
教育・研究業	35	-	43		41		41		26		-15	-36.6%	1	:: \:
保健衛生業	328		300		347		342		289		-53	-15, 5%	<u></u>	5.
接客娯楽業	151		181		179		172	1	173		1	0.6%	-11	-100.09
旅館業	26 7		35		37	1	37	1	33		-4]	-10. 8% 200. 0%	1	-100.09
ゴルフ場 その他	118		133		136		6 129		18 122		12	-5, 4%		~~~~
清掃・と畜業	130		154	1	135	\dashv	133		116	Service	-17	-12. 8%		:413
ビルメンテナンス薬	66		81		76		76		58		-18	-23.7%		
廃棄物処理業	50		63	1	47		45		44		-1	-2.2%		
その他	14		10		12		12		14		. 2	16. 7%	1	
官公署	4	-	3		4		4		1		-3	-75.0%		
その他の事業	146		108	1	135	2	130	2		the state of the same	-19	-14.6%	-1	-50.09
警備業	44		40		52		50		34		-16	-32.0%	1	:
その他	102		68	1	83	2	80	2	77		-3	-3.8%	-2	-100.09
	·								: -				- ,	
陸上貨物運送事業	388		335	2	329	1	322	1				-1.9%		
第三次産業	1347			2	1339	. 6	1307	6			-	-9.2%	-4	-66. 79
小克業	348		358		327	1	317	1	340		23 -7	7. 3% -6. 5%	-1	-100.09
飲食店 社会福祉施設	92 256	_	111 232		113 259		107 256		100 240		-16	-6.3%		
11. 云 惟 11. 师 叔	250		432		408		400		240		-10	0, 3/6		

1. 死傷件数は令和6年12月末日までに発生した災害について令和7年2月6日までに確認できた労働者死傷病報告 (休業4日以上) により計上しています。
2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの (連報) により計上しております。
3. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と審業、官公署、その他の事業の合計です。

「国際の場合」
「国際の場合」
「関係の場合」
「関係の場合





令和6年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和7年2月7日 現在速報

30%	業種	労働者数	事故の型		
番号	発生月	時間帯・	起因物	発生状況	
	木材伐出業 (6. 2. 1)	10~49人	激突され	松の木 (樹高31m、胸高直径43 c m) の伐木作業において、伐	
1	2月	14時台	立木等	倒方向をエンジン式ロープウインチで調整していたが、木が予定 していた方向からずれて倒れ、エンジン式ロープウインチを動か ないように押さえていた被災者に激突した。	
	木材伐出業 (6.2.1)	1~9人	飛来、落下	チェーンソーを使用して、立木(高さ27m、胸高直径38 c m) の伐木作業を行っており、追い口を入れたところ、立木が地面と	
2	3月	10時台	立木等	垂直方向に割れ、割れた立木が被災者に直撃し、下敷きとなっ た。	
3	その他の林業(6.2.9)	10~49人	激突され	杉の木の伐木現場における作業状況を撮影するために入場して	
J	3月	14時台	立木等	いた被災者に伐倒木(樹高約30m)が激突した。	
	陸上貨物取扱業 (5.1.1)	50~99人	有害物等との 接触	貨物船の船倉へヤシ殻(バイオマス燃料)を積み込む作業を開	
4	5月	7時台	その他の危険 物、有害物等	始する際に船倉内に入りヤシ殻の上で待機していたところ、意識を失った。	
_	ソフトウェア業 (12. 1. 2)	10~49人	その他	海外出張中、所属事業場のグループ会社へ向かっていたとこ	
5	6月	10時台	起因物なし	ろ、背後から何者かに襲われた。	
C	バス業 (4.2.2)	10~49人	交通事故 (道路)	バス運転手が観光バスを路肩に寄せようと後進させていたと き、誘導していた被災者 (バスガイド) が、当該バスと後方に	
6	6月	7時台	乗用車、バ ス、バイク	あった電柱の間に挟まれた。	
7	その他の建設業 (3.3.9)	10~49人	飛来、落下	電線付近の立木に寄りかかった状態の枯木(樹高約19m、胸高直径50cm)の根本付近を投倒のためチェーンソーで切断してい	
(6月	13時台	立木等	→直径59 c m) の根本付近を伐倒のためチェーンソーで切断してたところ、枯木の幹が折れて落下し、被災者の頭部に激突した	
8	木材伐出業 (6.2.1)	1~9人	激突	山林の伐木作業現場において、フォワーダにて丸太を数十本運搬中、林道の立木に激突して投げ出され6メートル下の沢に転落	
0	7月	12時台	走行集材機械	版中、外追の並不に像矢して投り出されるメードルトの代に転落した。	
9	警備業 (17.2.1)	50~99人	転倒	警備中、建物内で転倒し、頭部を負傷した。翌日、自宅内で死	
J	8月	18時台	階段、桟橋	亡している状態で発見された。	
10	道路建設工事業 (3.1.6)	10~49人	激突され	道路舗装工事現場において、タイヤローラー(以下「ローラ」 と記載)の水タンクから給水するため、被災者がローラー後方に	
10	10月	3時台	締固め用機械	ポリタンクを準備したところ、ローラーが後退して被災者を轢 た。	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

事業主の皆さまへ(1~4、6~11は全企業が対象)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための 措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正 を行いました。

●~9▶令和7(2025)年4月1日から施行

子の看護休暇の見直し

義務 京

就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (34)を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園 (入学) 式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	《除外できる労働者》 ①週の所定労働日数が2日以下 ※ ②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

[※] 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

一 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務

就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前 の子を養育する労働者

短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後			
代替措置(※)の メニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク			

[※] 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

